

市からの
お知らせ

■児童扶養手当・特別児童
扶養手当額の改定

児童家庭課（内線3613）

平成27年全国消費者物価指数が公表されました。その結果、平成28年4月分（8月支給分）から手当額が0.8%引上げとなります。

	支給区分 (月額)	平成28年 3月分まで (改定前)	平成28年 4月分から (改定後)
児童扶養 手当	全部 支給	42,000円	42,330円
	一部 支給	41,990円 ～9,910円	42,320円 ～9,990円
特別児童 扶養手当	1級	51,100円	51,500円
	2級	34,030円	34,300円

■地域包括支援センター
のり閉所と公募のお知らせ

地域支援課（内線3541）

浦添中学校区・浦西中学校区担当の「地域包括支援センターみのり」は3月31日（木）をもって閉所しました。浦添中学校区・浦西中学校区に在住の人は、4月1日（金）か

■認可外保育施設を利用して
いるひとり親家庭への保育施設
利用料補助事業について

保育課（内線3629）

4月から①～④の要件を全て満たす認可外保育施設を利用しているひとり親家庭の児童の保育施設利用料を一部減免しています。

対象者

- ①市内に住所を有する人
- ②児童扶養手当受給者または母子および父子家庭等医療費助成受給者
- ③市に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者
- ④浦添市に保育所の利用の申込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設（※注1）を利用している子どもの保護者（※注1） 沖縄県へ届出をしている認可外保育施設が対象

利用料減免額

保護者が認可外保育施設に支払う月額利用料から認可保育所に入所した場合の保育料を差し引いた額（上限26,000円）

対象期間 申請の翌月から補助の対象となります。（申請日が月の初日である場合は、申請した月）

詳しくは市ホームページ

ら担当する地域包括支援センターが変更となります。担当する地域包括支援センターは次の通りです。

センターの名前	担当する行政区(地域)	場所	電話番号
①地域包括支援センター「仁(じん)」	(浦添中学校区)浦添ニュータウン・仲間	城間1-37-1	☎917-2268
②地域包括支援センターていだ	(浦添中学校区)経塚・前田・県営経塚団地・茶山・浦添グリーンハイツ・前田公務員宿舍	内間4-23-21 かりまた内科 医院2階	☎870-0150
③地域包括支援センターみなとん	(浦添中学校区)安波茶・浦添ハイツ(浦西中学校区)西原一区・西原二区・当山・広栄・浦西・安川・当山ハイツ・陽迎橋	伊祖4-16-1 アルカディア 1階	☎876-3710

仲西中学校区、神森中学校区、港川中学校区については担当する地域包括支援センターの変更はありません。

地域包括支援センター公募について

浦添中学校区、浦西中学校区を担当する地域包括支援センターをそれぞれ1か所募集

たは案内書類をご覧ください。案内書類は、利用する認可外保育施設や市役所保育課窓口にて配布しています。

■障がい者の自動車運転免許
取得費および自動車改造
費を助成します。

福祉給付課（内線3564）

助成限度額10万円

●自動車運転免許取得費の場合
対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかを所持する人で自動車運転免許取得資格がある人

申請に必要なもの

印鑑（認印可）・履歴書・運転免許適性相談結果票（3か月以内のもの）・障害者手帳・免許取得期限があります。教習所入校前に申請してください。

●自動車改造費の場合（身体
障がい者のみ）
対象者

上肢障害、下肢障害または体幹機能障害の身体障害者手帳を所持する人

対象自動車

身体障がい者本人の名義で、身体障がい者本人が運転する自動車

申請に必要なもの

印鑑・改造業者見積書・所

します。応募方法など詳細は市ホームページをご覧ください。

■4月1日から市役所の
一部組織が変わります。

行政改革推進室
（内線2411）

	旧	新	
		総務課	総務課
(総務部)	総務課	財産管理課	総務課
		産業振興課	総務課
(市民部)	商工産業課	経済観光局	観光振興課
		観光振興課	観光振興課

各業務内容の詳細については市ホームページをご覧ください。

■認可外保育施設を利用する
児童の保育料助成事業に
ついて（認可外保育施設利
用料多子軽減事業助成金）

保育課（内線3629）

認可外保育施設を利用する人で、世帯に2人以上の就学前児童のいる多子世帯（※注1）に対して保育利用料を助成します。

得証明書（本人または扶養義務者）・車検証・運転免許証・身体障害者手帳
所得に一定の制限があります。

■障がい者等の自発的
活動を支援します。

福祉給付課（内線3565）

障がい者が、日常生活等を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するための活動について、一定の条件を満たした団体等の対象となる活動のうち、事務局が認めた必要な経費（上限5万円）を交付し支援します。

対象

浦添市内を拠点とした一定の条件を満たす団体が行う次の活動等。
・情報交換等、災害対策、孤立防止（見守り）活動。
・社会復帰、ボランティア等活動その他、自発的な活動として市長が認める活動。
※施策や事業所、福祉用具等の展示会など、認められない活動があります。

※営利団体、政治団体、宗教団体や暴力団やこれらに関する団体等は対象外。

申請期間

4月28日（木）まで

申込方法 必要書類を福祉給付課へ提出（詳しくは福祉給付課障がい福祉係まで問い合わせてください。）

※注1 多子世帯とは、就学前（小学校に入学する前）の児童で、幼稚園や保育施設などを利用する児童が同じ世帯に2人以上いる世帯をいいます。

対象児童

多子世帯で認可外保育施設を利用する児童のみが対象となります。

助成金額

①多子世帯の児童のうち認可外保育施設を利用する1人目の児童 月額3,000円
※ただし、多子世帯に児童が2人いて2人とも認可外保育施設を利用している場合はその2番目の児童3,000円となります。

②多子世帯の児童のうち認可外保育施設を利用する2人目の児童 月額5,000円
※ただし、多子世帯に児童が3人いて3人とも認可外保育施設を利用している場合は3番目の児童が5,000円となります。

申請に際しての注意

今年度4月から申請を受け付けます。申請した月からの助成となりますのでご注意ください。

申請方法 詳しくは、市ホームページまたは案内書類をご覧ください。案内書類は、利用する認可外保育施設や市役所保育課窓口にて配布しています。

■浦添市軽度・中等度難
聴児補聴器購入費助成に
ついて

福祉給付課（内線3564）

平成27年4月1日から浦添市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成を実施しています。身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人）の言語の習得、教育等における健全な発育を支援することを目的として、補聴器購入費等の一部を助成するものです。

申請窓口

福祉給付課 障がい福祉係

対象者 次に掲げる要件の全てを満たす児童

- ・市内に住所を有すること。
- ・18歳（平成10年4月2日生まれ以降）に達する日以降の最初の3月31日までにいる人。
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない人のうち、補聴器を装用することにより言語の習得などの一定の効果が期待できると医師が判断する人。

※ただし、交付対象者および交付対象者の属する世帯全員の市町村民税所得割税額が46万円を超える場合は、助成対象外となります。